

第73号	関西圏大学非常勤講師組合	2023年7月9日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長:新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教氣付

- | | | | |
|------------------|--------|----------------|--------|
| 1. 関西福祉科学大学裁判、勝訴 | p. 1 | 2. 阪大裁判、第3回期日 | p. 2 |
| 3. 阪大裁判街頭宣伝、組合回り | p. 2 | 4. 裁判所への署名のお願い | p. 2~3 |
| 5. 関西学院大学と定期交渉 | p. 3~4 | 6. 夏季カンパのお願い | p. 4 |

関西福祉科学大学雇止め裁判で勝訴!!

「授業アンケート」結果は雇止めの正当な理由とはならない

関西福祉科学大学(大阪府柏原市)の非常勤講師(組合員)が5年での無期雇用への転換権が発生する直前の2021年3月末に雇止めになった事件で、5月19日に京都地裁で判決が下されました。判決は、原告の雇止めは無効で労働契約上の地位にあること、原告に対して大学は2021年4月から現在までの賃金を全額支払うよう判決を下しました。大きな勝利判決です。

雇止め事件は、原告が2020年9月に大学から呼び出され、次年度に無期雇用転換権が発生するのでクーリング期間を置くよう言われたことから始まりました。原告は、ただちに非常勤組合に相談しました。組合はクーリングは違法なので拒否するようアドバイスしました。すると12月になって原告は大学から再び呼び出され、次年度は契約しないと雇い止め通告を受けました。組合から雇止めの理由についての回答要求書を出すと、大学はようやく雇止めの理由として「授業アンケートが悪い」「不合格者の比率が高いこと」の2つの理由を挙げました。その後の団体交渉で、組合は大学がこれまで本人に対して、この2つの問題で注意や指導をおこなったことがあるかと追及しました。これに対して大学は2つの問題について、これまで1回も注意・指導したことないと回答しました。そして、原告は2021年3月末で雇止めにな

りました。2021年4月に原告は大学を京都地裁に提訴しました。

判決によれば、原告は同大学とそれまで4回契約更新しており、しかも担当科目は当面、廃止される可能性はほとんどないこと、このため次年度も労働契約法19条2項の契約更新の期待権があると判断しました。また、大学が雇止めの理由として挙げた「授業アンケート」についても、悪いところもあるが良いところもあり特段に問題があるとは言えない、「不合格率が高い」問題についても、原告は大学の採点基準に基づいて採点しており、不合格率は20%程度で雇止めの理由になるほどの高さではないと判断しました。また、この2つの雇止め理由は契約更新の期待権を失うほどの大きな程度ではない、雇止めは不当と判断しました。

これまでの日本の非常勤講師の雇止め裁判では、大学非常勤講師は複数大学に勤務しているため個別大学での契約更新の期待権は弱いとされてきました。今回の裁判でも大学側は、大学の非常勤講師の期待権について認められた判例がないことを強力に主張してきました。この判決は、複数大学に勤務している非常勤講師にも契約更新を繰り返していれば契約更新の期待権があること、「授業アンケート」は雇止めの理由とならないことを認める画期的な判決です。(文責:江尻)

阪大非常勤講師無期転換・雇い止め訴訟 第3回期日と新聞報道

「2021年度で勤続年数が5年を超える非常勤講師は2013年から10年上限」内規で2023年3月31日雇い止めの阪大非常勤講師の関西圏組合員4名が2月9日に無期雇用契約者としての地位確認を求める阪大訴訟は、3月16日に第1回期日、5月11日に第2回期日を経て、7月3日に第3回期日が開かれました。10数名が傍聴参加しました。その後、大阪弁護士会館で報告集会を開催しました。

今後の裁判ですが、第4回期日は9月11日(月)11:30から、さらに第5回期日は11月6日(月)10:30から行われる予定です。法廷はいずれも大阪地裁8階にある809号法廷です。法廷内を傍聴参加者で満席になるようご参加、ご協力お願いします。

またこの間の新聞報道も5月9日付産経新聞オンライン記事で阪大訴訟が取り上げられ

<<https://www.sankei.com/article/20230509-R6MGFLDPMNIIIFNCHKFZ2A2JLZY/>>、続いて5

月26日付東京新聞(紙面・オンライン)記事「あの理化学研究所で97人雇い止め 10年ルール適用前に 降格、給与減、チーム解散も「こんな理不尽なことが」」でも、理化学研究所10年雇い止め問題と併せてこの問題も取り上げられました。記事は「非常勤講師との関係が委託契約で「労働契約」でないなら10年ルールにとらわれる必要はないはずだ」と阪大雇い止めの恣意的な側面を指摘し、更に、「ただ、阪大は22年度から、非常勤講師についても労働契約に変えている。阪大事課の担当者は『教育の質を保証するためと、非常勤講師の労働法制上の適切な保護のため』と説明するが、どこかすっきりしない。」と2004年の国立大学法人化から非常勤講師の「準委任契約」に固執してきた大学が2022年から労働契約に変えた理由についても鋭いツッコミを入れています。

<<https://www.tokyo-np.co.jp/article/252517>> 原告4人へのご支援をよろしくお願いします。
(文責:新屋敷)

阪大裁判、阪大学生に街頭宣伝、労働組合を回り支援を要請

阪大裁判について、6月22日(木)16時半から1時間余り、阪大豊中キャンパス前の阪大坂で組合員と大阪労連の人たちの協力を得て学生に対する街頭宣伝をおこないました。10数名が参加しました。ビラは約1時間で150枚ほど配布しました。マスコミなどの影響で学生の中にも裁判の件を知っている学生もいました。またビラ配り参加者からも以前より学生がビラを受け取るようになってきているとの報告もありました。

6月15日には原告らが大阪労連傘下の労働組合に対して大阪地裁への「公平・公正な

判決を求める要請書」の団体・個人署名、「大阪大学非常勤講師雇止め争議原告を支える会」への加入の要請に回りました。さらに6月28日には、原告らが京都大学職員組合、同志社教職員組合連合・同志社大学教職員組合、京滋私大教連の3組合を回り、同様の支援要請を行いました。そのなかで「原告を支える会」への団体加入、個人加入が実現しました。要請行動に参加した原告は、要請に対して各組合ともかなり協力的で手ごたえを感じたとのことです。
(文責:江尻)

大阪地方裁判所への署名のお願い

「大阪大学非常勤講師雇止め争議原告を支える会」は、現在、大阪地裁へ「公平・公正な

判決を求める要請書」の団体・個人署名活動をおこなっています。大阪地方裁判所が、

非常勤講師が労働契約であった大阪外国語大学時代の労働実態、その後、大阪大学と大阪外国語大学が合併し非常勤講師が「準委任契約」となって以降の労働実態、さらに2022年4月以降に労働契約に切り替えて以降の労働実態が基本的に同じであることを認めさせることができ、この裁判では重要な争点となっています。これまで開かれた裁判でも裁判長は、これが争点であると発言しています。

大阪地裁に対して労働実態に基づいて判断を下すよう裁判所に圧力をかけるために

関西学院大学が定期交渉で非常勤講師の有給休暇の取得を認める

関西学院大学との定期交渉が6月6日に対面でおこなわれました。その結果をお知らせします。

① 5年での無期転換問題。同大学は、現在、非常勤講師に「大学教員任期法」を適用し、労働契約法の「特例」を使って5年での無期転換を認めませんでした。しかし、すでに同法が成立して10年経ったため今年度から「特例」を適用しても無期転換ができるようになりました。組合は、「任期法」の適用をやめ5年での無期転換を要求してきました。団体交渉では理事会としては5年で無期転換の方向にあると回答、今後は各学部の同意を得て、できれば今年度中には5年での無期転換にしたいと回答しました。

② 無期転換後の解雇規定について。関西学院(付属中高含む)の非常勤講師規定では無期転換後の非常勤講師の解雇規定があります。非常勤講師としての適格性がない、授業改善の見込みがない非常勤講師は解雇できるとしています。これでは無期転換後も大学の判断で解雇でき、無期転換の意味がないのではと組合は追及、大学はこの規定は撤回しないが運用は慎重に対応すると回答しました。

③ 賃上げについて。組合は90分授業から100分授業になったにもかかわらず他大学と同じ賃金水準にあること、近年の物価上昇を考え少なくとも週1コマ1000円アップして3万円にするよう要求、大学は2年前に賃金を1本化して賃上げしたので、すぐには賃

もたくさんの署名が必要です。すでに前述の労働組合回りによって40近くの労働組合から団体署名が集まっていますが、個人署名はまだ足りません。9月11日の第4回期日までにできるだけ多くの署名を集めて大阪地裁に提出しますので8月末までに関西圏大学非常勤講師組合宛に署名をお送りください。署名用紙は「阪大裁判原告を支える会」のHPの「ニュース」のなかにあります。ご協力よろしくお願いします。

(文責・江尻)

上げには応じられないと回答しました。

④ 「休日授業手当」について。同大学では専任教員が祝日に授業を実施すれば「休日授業手当」が支給されますが、非常勤講師には支給されません。これは差別ではないかと追及しました。大学は、専任教員は基本的に祝日が休みになっているが、非常勤講師は曜日ごとの契約なので祝日であっても授業することになっている、このため手当は支給できないと回答しました。この問題は今後の团交でも引き続き追求します。

⑤ 不開講手当について。同大学の規定では不開講手当は不開講が決まって以降2か月分支給となっています。近畿大学や関西大学などと比べて少なくなっています。大学は、不開講が決定するのは5月初めになるので4月分を合わせると実質3か月分になると回答しました。組合からは、3か月分と明記するよう提案しました。組合から通年科目で3か月分なら少なすぎると発言しました。

⑥ 有給休暇について。同大学の非常勤講師規定では非常勤講師も労働基準法に従って有給休暇を取得できるとなっています。しかし具体的にそれを何日とれるかは不明です。大学は非常勤講師が各事務室に聞けば教えてくれると回答しました。また半日などの有給休暇について、大学は非常勤講師については考えていないと回答しました。

⑦ 非常勤講師の労働時間管理について。授業外の日に授業準備などで出講する場合、所属長が必要と認めれば時間外労働として認

める、それがない場合は時間外労働とは認め

られないと回答しました。(文責:江尻)

組合へ夏季カンパのお願い

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

阪大の非常勤講師雇止め裁判はすでに3回開かれました。被告の阪大は裁判所に対し団体交渉同様にまともな回答をせず、あいまいな態度をとり続けています。裁判長からも抽象的なものでなく具体的にどのように変わったか書面で提出するよう要求されています。

組合としては、現在の物価高の中、秋以降の定期交渉で今年度こそ是非とも賃上げを実現したいと考えています。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願ひします。

(振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために 今すぐ非常勤組合にご加入を!

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約4割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費 1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名	氏名のフリガナ
----	---------

住所 ()

Tel	Fax	Email
-----	-----	-------

専門分野	担当科目
------	------

非常勤出講先（専任教員の方は専任校も）

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力を願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻) 月、水 (随時) 午後 メール:sodan@hijokin.org